論文

# スペイン福祉国家と移民政策

## 中島晶子\*

#### はじめに

かつて多数の海外移民を送り出した南欧諸 国は、80年代から移民受入国に転じている。こ の南欧への移民の流入には、多くの理由があ る。まず、入国の容易性がある。欧州諸国が移 民の入国制限に転じた後も、南欧ではどの国も 移民政策を準備していなかった。また、移民送 り出し地域との地理的近接性、旧植民地との文 化や言語のつながりがある。さらに、長い海岸 線(ギリシア、イタリア、スペイン)により、 国境管理が困難であるほか、密入国を斡旋する 「越境産業」が活動しやすい。加えて、観光業 に依存するため、入国管理を厳しくできない。 86年のスペイン、ポルトガルのEC加盟で、欧 州の玄関口として一層魅力が高まった。そして 最も重要な要素は、南欧諸国のインフォーマル 経済における就労可能性、非合法での滞在可能 性である [Baldwin-Edwards 1999: 4-9; Anthias and Lazaridis 2000: 3-4]。南欧への移民には. 斡旋業者を経由して入国するか、観光客として 入国後に超過滞在をして、インフォーマル経済 に吸収されるという特徴がある。

南欧4カ国は、ECおよびシェンゲン協定諸

国の圧力により、入国管理政策を開始した。そしてシェンゲングループの外縁と重なる国境地方の管理で、欧州レベルの政策に協調した。一方、国内では度々非合法移民の合法化措置がとられてきた [Geddes 2003b: 155]。2002年の移民受入れ上位5カ国には、米国に次ぎ、ドイツ、スペイン、イギリス、イタリアと、南欧の2カ国が含まれていた。これには流入者の増加とともに、合法化が統計に及ぼした影響も指摘されている [OECD 2005: 23-24]。

EU内で移民の受入れ政策をめぐる加盟国間の摩擦が強まるなか、2005年にはスペインが非合法移民の大規模な合法化措置を実施し、周辺諸国の反発を招いた。こうした合法化が実施される背景には、EUの「非合法移民と戦う」措置の実施が、外国人労働力に依存する産業の景気に水をさす危惧もあろう[Lahav and Guiraudon 2006: 204]。しかし、合法化措置が実施される理由はそれにとどまるものなのか。

移民受入れが先行した諸国では、移民の増加 により、福祉国家の受益資格へのアクセスが重 要な政治問題になっている。国際移民は、福祉 国家の政策が向けられる共同体の境界線に、強 い影響を及ぼす可能性がある。そのため社会政 策をめぐる政治は国際移民に敏感になる。移民の急激な流入で、南欧諸国も社会統合に向けた対応を迫られている。しかし南欧では、国家の社会への浸透度が高い、より組織化された福祉国家とは様相が異なるとの指摘もある [Geddes 2003b: 167]。南欧の福祉国家には、大陸欧州の保守主義的な福祉国家と類似の、しかし一層顕著な特徴が指摘される。所得保障は正規の労働市場に包摂された常勤労働者に厚く、雇用の不安定な労働者には極めて不十分である。医療は税を財源とする普遍的な国民医療サービス方式をとり、社会サービスと社会福祉では家族の連帯や民間のイニシアチブに強く依存する。そして住宅や家族支援政策の不在が、女性就労率の低さや少子化と関連づけられてきた(1)。

本稿では、スペインで85年の最初の移民立法 以来、移民政策が展開し移民現象が問題化した 態様について、先行の移民受入国との相違を、 福祉国家の特徴から考察する。「1」でスペイ ンの「移民」像をとらえ、「2」で特別合法化 が実施される理由を、外国人法の特徴と移民 現象が政治化した様相から論じる。「3」で移 民の社会統合について、スペイン福祉国家にお けるアクターと社会保障制度との関係から検討 する。結びに、イタリアとの異同からスペイン の移民政策の特徴にふれ、本稿の意義を考察す る。

スペインの移民政策に関する主な英語文献として、移民規制を中心とした政策の推移とその政治化についてコーネリウス [Cornelius 2004]、移民の統合をめぐる多層的ガバナンスとNGOの役割についてアグレラとディエツ [Agrela and Dietz 2006] がある。西語文献では、政治学、法学、社会学等幅広い視点から

移民現象を分析し、執筆者と政治や行政、労 組、NGO関係者との対談を収めたデル・アギ ラ編 [Del Águila, coord. 2005],過去20年間の 移民現象を入国管理や労働市場、社会権、地方 自治体の視点から, 法学, 社会学的に検討した アハとアランゴ編 [Aja y Arango eds. 2006] の ほか、シドブ財団年報 [Anuario Internacional CIDOB, 以下 CIDOB] が対外政策の部で移民 に関わる政策や出来事、統計をまとめている。 日本では、スペイン農業に着目した国際労働移 動の研究[中川 2000] 等があり、移民政策研 究において南欧への言及もある [久保山 2001, 2002; 小井土 2003] が、スペインの移民政策を 南欧の福祉国家の観点から取り上げた研究はな い。同国で移民を触媒として現れてきた政治的 様相を、福祉国家との相互関係から考察するこ とは、移民受入れの後発国であり、少子高齢化 のなかで本格的な移民労働者の受入れが論じら れている日本にとっても意味があると考える。

## 1 スペインの「外国人」と「移民」

80年代半ばまでのスペイン国内の外国人は、地中海の気候と安い物価に魅かれて移住してくる欧州諸国の富裕層が過半数を占めていた。ラテンアメリカ諸国とは相互協定によりビザなしで出入国が可能であり、同地域からの渡航者はほとんど外国人として認識されていなかった。スペインで最初に現れた移民政策は、1985年の「外国人法」である。これは86年のEC加盟を前に他の加盟国からの圧力により制定された。そのきわめて制限的な性格は、その後も同国の移民政策のモデルとして維持されている。

スペインの移民現象は、実際には多様な類型 を含む [Agrela and Dietz 2006: 206-207]。すな

わち、①スペインからの海外移民の第二、第三 世代で、スペインに度々帰国して親戚との交渉 を維持している者、②スペインからの海外移民 で定年退職後に帰国する者, ③母国とスペイン で半分ずつ過ごしているEU諸国出身者、④第 三国国民、⑤EUその他先進国から移住する定 年退職者や自営業者、がある。スペインは血統 主義に立つが、①と②の背景には、スペイン出 身移民の国籍得喪に関する特徴がある。改正民 法の2003年1月施行まで、スペイン出身の海外 移住者は外国籍を取得後3年の経過によりスペ イン国籍を失い、その第二、第三世代はスペイ ン国籍を申請できなかった。民法改正により, 生来のスペイン人で国籍を失った父、母、祖父 母のいずれかを持ち海外で出生した者は、年齢 に制限なくスペイン国籍を申請可能となった。 加えて, 外国籍取得時から3年, または海外で 出生したスペイン人の子または孫が親権を離れ たときから3年が経過する前に、国籍留保の手 続きが可能になり、帰化要件も緩和された。

スペインの移民政策と欧州統合が進展するにつれ、「外国人」('extranjero')の概念は、広く「海外で出生した者」の意味から限定されてゆく。それは途上国から不安定な経済状態でやって来る「移民」('inmigrante')と区別され、先進国からの移住者を指すようになった[Diez-Nicolas 2005: 16; Calavita 2005: 154]。

スペインの2005年の産業別GNP比と過去5年間の成長率は、工業18%(5%)、建設12%(34%)、サービス68%(19%)である。農業の比率は経済成長につれ約3%まで低下しているが、総生産高は増加している。観光はGNP比11%を占め、農業とともに季節労働需要が大きい。インフォーマル経済はGNPの約25%とさ

れる。失業率は2005年第2四半期に9.3%と25年ぶりに10%をきった。国内経済は現在に至るまで地域格差が顕著で、かつては豊かな都市部に貧しい南部のアンダルシア地方から移動労働者が多数流入していた。70年代後半の体制移行後、社会経済的変化により国民の意識も変化し、職を選び、就労目的で移動もしなくなった。そのため、高失業が続く一方、移動労働者が従事していた住み込みの家事労働、農作業や建設工事などでは労働力不足が顕著になった。

スペインでは90年代まで総人口に占める外国人労働者の割合が低く、その約8割がマドリード、バルセロナの二大都市に集中していた。他の地方では夏期のみ農業や観光の季節労働に出稼ぎにくる例が多く、定住者は少なかった[Apap 2002: 191, 206]。そのため近年まで市民が移民と直接接触する機会は限られていた。移民の増加につれ、二大都市がある二自治州への集中度は低下し、2005年には約35%である[INE 25 de julio 2006: 3]。同年に住民登録済みの外国人は総人口の8.5%である[Ibid: 2]。

スペインの世論は他の欧州諸国に比較して移民への差別感情が弱く、移民の権利に好意的な傾向を示してきた。これは、露骨に外国人排斥的な運動や政党がないことと同様、フランコ権威主義体制の反作用として、民主主義的価値を尊重する姿勢の現われと理解されてきた[Cornelius 1994: 360; King 1999: 62]。こうした世論にあって例外的な存在は、モロッコ人移民であった。スペインに何世紀も根付く南方からのイスラム教徒侵入に対する不安な心理や、今日ではイスラム原理主義、犯罪と関連づけられている[Cornelius 2004: 421; King 1999: 68-69]。

移民の出身国は、90年代半ばまで、モロッコ

を筆頭とするマグレブ諸国、ペルー、ドミニカ 共和国などラテンアメリカ諸国、フィリピンが 主であり、地理的な近接性、言語や文化の共有 性があった。97年以降、サブサハラ諸国や中東 欧出身者など、国籍が多様化している。2001 年から2002 年にかけて移民規制の二国間協定 を結んだ代表的な移民送り出し国は、モロッ コ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、 ナイジェリア、ルーマニア、ハンガリーである。

## 2 移民政策の推移

#### 2-1 非合法性と特別合法化措置

85年の外国人法は、滞在許可と就労許可を一 致させる「ゲスト・ワーカー制度」を前提とし ている。滞在資格を得るためには、スペインの 使用者との雇用契約書に基づき, 出身国で入国 ビザを取得することが唯一の方法となる。しか し当時それを可能にする手段は発達しておら ず、滞在資格を得てから入国するのは事実上不 可能であった。後の調査によると、当時の移民 のほとんどは観光客として入国している。許可 証の有効期間も短く、頻繁に更新を要すること で長期の滞在や定住を妨げるようになってお り、家族呼び寄せの規定もなかった。全般的 に規定は不十分で、後に多数の政令によって 補うことになった。また、EC各国からの圧力 で、91年以降マグレブ諸国、ラテンアメリカ諸 国にビザ取得を義務付けることになった。しか し長らくスペインとの往来にビザが不要であっ たラテンアメリカ諸国については、妥協案とし て選択的にペルーとドミニカ共和国に対しての み(後にコロンビア、エクアドルも)実施した [Cornelius 2004: 410]<sub>o</sub>

90年代以降のスペインの移民に関して最も

顕著な特徴は、非合法移民の著しく高い割合と、寛大な合法化措置の組み合わせにある [Cabellos Espierrez y Roig Molés 2006: 115-116]。 外国人法が滞在許可を制限した結果、通常の法定手続きによらない特別合法化措置が、滞在資格を得る基本的な方法となった。また、国籍、業種、地域別に毎年の就労許可数を設定する「クオータ」('contingente')の制度は、国内の非合法移民を合法化する手続きとして用いられた。

まず、特別合法化措置は、外国人法施行の 翌86年を皮切りに、91年、96年、2000-2001年、 2005年に実施された。86年の措置は、85年の立 法前から滞在する移民が非合法に陥らないよ う、法的資格を付与するものであった。しか し、周知不足や移民側の不安もあり、申請者は 少なかった。さらに、滞在許可は内務省、労働 許可は労働社会問題省が管轄しており、その調 整や行政処理能力にも問題があった。91年に同 法は改正され、2回目の合法化が実施された。 第三国出身の移民は1年間の就労および滞在の 許可を得た。カリタス等のNGO、労組、移民 組織が情報提供に努めた結果、モロッコ人を中 心に全体の約3分の2が合法化されたといわれ る。この時点で初めて国内の非合法移民の実態 が明らかになり、その流入規制は困難であるこ とが認識された。他方、労働市場には外国人労 働力の需要があり、外国人への就労許可の状況 と慢性的なミスマッチが生じていた。これを法 的に解決する方法として、政府は93年にクオー タ制を導入した。しかし実際には, 新規入国者 ではなく、既に非合法に滞在する移民の合法化 手続きとして, 少数の国籍と業種(季節農作業, 家事労働) に限定して運用された。そのため当

初の目的を果たせなくなった上, 非合法移民 の流入を一層刺激する結果となった [Aja 2006: 24-25; Arango 2000: 269-270]。

非合法移民が増加する重要な原因は、一度は 滞在許可を得ながら、更新できずに非合法状態 に陥ることにある。特別合法化措置では要件が 緩和され、これに合法化を最大限促進しようと する政治的意思と行政側の惰性が加わり、審査 が甘くなる。その結果、通常の法定手続に従う よりもはるかに容易に許可が得られる。一方. 更新の際には通常の規則に従うほかなく、審査 にも法的. 行政的な弛緩が消えるため、移民は 滞在許可取得時よりも厳格な要件に直面するこ とになる。こうしてスペインで合法的に滞在す るためには、最初の許可取得でなく、最初の更 新が、制度上の真の障害となっている。一旦滞 在が許可された後に更新申請が拒絶されること は、最初から拒絶されることとは異なる。滞 在期間の長期化に加え,一度は許可が得られ たことから合法化への期待が高まり、移民の 帰国が極めて難しくなるからである「Cabrellos Espiérrez y Roig Molés 2006: 117]。その期待の 点で、93年に導入された新クオータ制は、90年 代後半の移民急増にも影響したといえる。

### 2-2 「移民問題」の政治化

91年の合法化の後,在留資格を更新できない者が多くなった。NGOや移民団体,労組のロビー活動もあり,96年に85年法の新施行規則が承認され,これに基づく合法化が実施された。96年の新施行規則は,永住権の導入,人権に関する国際条約や欧州基準への適合を含む。やがて同規則と85年法の整合性,クオータ制運用の問題が認識され,新法が必要となった。

第1期国民党(PP)政権(1996-2000)で、新外国人法が承認された(「スペインの外国人の権利と自由、社会統合に関する法律」2000年1月11日組織法第4法。以下LO4/2000と表し、その他の法も同様とする)。同法はスペインの移民政策において重要な意味を持つ。外国人の社会保障への権利が標準化され、社会統合の性格が明確になった。外国人も法的地位に関係なく市町村への住民登録により保健カードの取得が可能となり、これでスペイン国民同様、一次医療を無料で受診できる。また、住民登録は合法化の際の滞在証明にもなるため、登録数が激増し、住民名簿は統計的にも重要な資料になった。

与党PPは法案提出を主導しながら承認前に 反対に転じ、論争を呼んだ。移民に強硬姿勢を とる同党が期待していたよりもはるかにリベラ ルな内容となったためである。法案の内容や、 同法が成立した経緯には、第1期PP少数派政 権が協力を得ていたカタルーニャの地域主義政 党「集中と同盟」(CiU)の影響があった。

このLO4/2000の施行で明けた2000年には、移民流入の激増と同時に、移民現象の政治化が始まった。同年2月にはスペイン人女性の殺人を引き金とした暴動「エル・エヒド事件」が起こり、世論も硬化した。この機に乗じて移民への強硬姿勢を訴えたPPは、翌3月の総選挙で過半数を制した。PPは、LO4/2000が移民の「呼び寄せ効果」を生じさせたと断じ、同年12月には新法LO8/2000を施行した。これは事実上LO4/2000のほぼ全条文を改正し、同様の項目立てでも、社会統合面で前法よりもはるかに制限的な色彩が加わった [Carrasco Carpio y Rodríguez Cabrero 2006: 236] との見方が大勢

である<sup>(2)</sup>。この急転回は「反宗教改革」とも呼ばれ、移民支援団体や移民からの激しい反対を引き起こした。また、LO8/2000における外国人の集会、デモ、結社、組合加入、ストライキの権利を制限する条文に対し、社会労働党(PSOE)、2自治州議会、6自治州政府が違憲の訴えを起こした。野党PSOEは、PPが強硬路線を主流化させていたため、票を失うことを恐れて新法に反対できなかったものとみられた。

この時期にはまた、LO8/2000の非合法移民 への悪影響を相殺するためと思われる。一連の 合法化が実施された。まず2000年12月までに約 23万人が合法化された。この措置からもれた非 合法移民は2001年初頭、合法化を求めてバルセ ロナの教会に立てこもった。同様のハンガー ストライキによる抗議行動は, 続く数ヶ月間, 他の都市にも広がった。この篭城にPSOE, NGO, 移民団体らは支持を表明した。また, エクアドル人移民を対象に臨時合法化が実施さ れ、その経過に批判が集まった。結果的に2002 年1月14日までの16ヶ月間で、計4回の措置に より約33万5千人が合法化された。一方、政府 は2002年の間、たえずスペイン社会の移民受入 れ能力の限界に言及した。首相は国会でこの限 界を「共存のための保証」と表現し、治安の悪 化. 犯罪と移民の関連を主張した。

2003年3月,最高裁判所は,外国人法施行規 則の11の条文を無効とした。非合法移民の移動 の自由,被拘束時に家族と連絡をとる権利,家 族呼び寄せを制限する箇所である。政府はこの 司法判断を受けて改革に着手し,同年11月に LO14/2003を施行した。新しい改革は,社会の 諸組織からも,自治州政府からも批判された。

第一に、地方制度基本調整法(LO7/1985)の 改正がある。非合法移民に2年毎の住民登録の 更新を要求し、他の公的機関は権限行使に必要 な場合に限り、本人に知らせることなく、住民 名簿の情報閲覧が可能となった。これは警察も 住民名簿の情報にアクセスできることを意味す るため、住民名簿の信頼性を損ない、非合法滞 在者が存在を隠し、彼等が住民登録を通じてア クセスできたはずの基本的なサービスを失う恐 れがあると批判された。第二に、家族呼び寄 せが限定された点は、適用規則において最高 裁判所が「人権の制限」と無効にした側面を, 法に転換するものと批判された。PP政府は, LO4/2000による「呼び寄せ効果」が続いて移 民が多数流入し、スペインに犯罪を惹き寄せた とし、EU規範を国内法に移し替える必要性に よって改革を正当化した。PSOEは賛成にまわ りながら、改正が必要とみられる部分に支持を 限定して政府の移民政策への不満を表し、外国 人法に対する違憲の訴えを維持した。

LO14/2003の他の特徴は、生来のスペイン人の第二、第三世代や一部業種に、求職目的のビザを発給するクオータを定め、移民規制の協定相手国に一時的雇用を優先的に提供するようにした点である。こうしてEU内外の外国人労働力に国籍による選好を示したことは、深刻な社会的緊張を引き起こした。夏の間、国内の多数の非合法移民が、果物収穫の仕事を得るために農村地帯に一時的に集中する。出身国での契約が可能になった主に東欧からの季節労働者が国内の非合法移民に代替し、そのあおりを受けた市町村では、多数の非合法の季節労働者の基本的ニーズに対応するために、一時的な措置を講じなければならなくなったからである。

#### 2-3 2005年の特別合法化措置

2004年3月、マドリード列車テロ直後の総 選挙でPSOEに政権が移り、移民政策は重要 な転換を見せた。サパテロ政権は社会対話の 途を開き, 国境管理にとどまらず, 移民とい う社会現象に取り組む意思を示した。政府は LO4/2000の新施行規則の制定に向け、政党、 自治州、市町村、労使など多様な社会代表と 協議した。10月に合意、12月30日に署名された 勅令RD2393/2004は、翌2005年1月に発効した [CIDOB 2005: 353]。同規則により、同年2月 7日から5月7日の3ヶ月間、半年以上の滞在 を証明できる非合法移民に就労ビザを発給す る、特別合法化が実施された。非合法移民が多 数就労するインフォーマル経済を表面化させる ことが目的とされた。今回の措置は、使用者に 合法化申請を義務づけ、内務省と労働社会問題 省が協力し、移民に関する大規模な改革(国境 管理. 企業立ち入り検査など) の一環として行 われた [Arango and Jachimowicz 2005]。

この規則は、個別の合法化手続きにおいて 使用者の役割が重要になった点で批判された が、制定過程に多様な社会アクターが参加した ことで、野党PPを除き、使用者団体、労働組 合、NGO等、国内で広範な支持を得た。そし て2004年6月、バルセロナの教会に千人以上の 非合法移民が合法化を要求して篭城した際、労 組の多数派や主要なNGO、移民団体はこれを 批判した。この反応は新政府の移民政策に対す る支持の現われといえる。実際の成果について は将来の評価を待つほかない。問題は、合法化 が不可避となる構造にいかに取り組むかであろ う。

#### 3 移民とスペイン福祉国家

#### 3-1 社会統合の担い手

移民の社会統合には多様な定義があるが、ス ペインの中央、自治州政府は概ね三つの要素を 含めている。移民の文化的適応、基本的サービ スへのアクセス、そして人種主義の不在と差異 に対する寛容である [Calavita 2005: 77]。80年 代半ばにスペイン社会に移民が流入してきたと き, 社会統合という概念は存在しなかった。行 政には受入れの経験がなく, 市民社会は弱く NGO等の団体は発展途上であった。そこで空 白を埋めたのは労働組合であった [Watts 1999: 142; 2002: 66-70]。近年まで多くの移民労働者 を送り出していた歴史から、組合指導者にも移 民の経験があり、移民受入れに必要なノウハウ を持っていた。労働者委員会(CCOO)およ び労働総同盟(UGT)の二大組合は、地方支 部のネットワークを利用し、移民が組合員であ るか否か、合法であるか否かを問わず、各地で 法律相談や職業訓練、スペイン語コースなどの 各種社会サービスを提供した。組合は政府が 1986年に設けた移民支援事業資金の主な受け取 り手となり、支援活動を展開した。また、1995 年に公式に設置された移民統合フォーラムへの 参加、労働省や経団連に対するロビー活動、移 民支援組織らとの草の根の活動を通じ、移民政 策の形成に関与してきた。労組が政府に開放的 な移民政策を求める姿勢には、経済、組織、イ デオロギーの側面が関わっている。移民は、ス ペイン人が避ける仕事での労働力需要を満たし ている。多くの場合はインフォーマル経済で. 農業、建設や家事労働のほか、製造業において は大企業の下請けの中小企業で、労働コストを

下げるため経済活動を部分的に隠蔽するかたちでみられる。スペインの組合組織率は15%前後で、中小企業には制度上も組織力を及ぼしにくい。一方、移民問題を国際的な階級闘争の一部とする信念や、移民労働者の搾取によるスペイン人労働者への悪影響を避ける意味もある。また、組合が政府資金へのアクセスや政策形成への影響力拡大を目指すのは、組織の活性化戦略でもある [Watts 1999: 145; 2002: 68]。

続いて90年代以降に社会統合の担い手として 存在感を増してきたのは、ボランタリー組織で ある。カラスコはその過程を三段階に区分する [Carrasco Carpio 2003: 479-480]。 第 1 段階は 1985年から90年までで、50万人規模のスペイン 出身の移民が帰国し、第三国からの移民流入が 始まった。市民社会は外国人の存在を意識し始 め、統合面に特化した最初のボランタリー組織 が現れ始めた。第2段階は1991年から95年であ る。先の5年間で不法滞在者が増加し、85年法 の失敗と、移民から市民社会に提起され始めた 課題やニーズが明らかになった。合法化に向け た法律相談、求職、社会的権利や義務に関する 助言等、移民支援を行うボランタリー組織や移 民団体が急増した。第3段階は1996年から2001 年である。96年の改革後、移民の就労の安定性 が向上し、並行して移民流入が激増した。ボラ ンタリー組織の構造は強化され、対象や分野別 に専門化が生じた。

そして市町村は、上述の通り、住民登録を通じ、非合法移民にも医療へのアクセスを付与し滞在期間を証明する役割を担っている。また、合法非合法いずれの移民も対象にして、一時的そして長期的な住宅、教育、医療のプログラムを運営している。市町村は、国と自治州が統合

政策についてほとんど考えていなかった時点で 対応の必要性に直面した。90年代半ばに一部 市町村が移民の統合を計画し始め,2000年から 2004年に計画が広まった。国レベルでは1994年 に社会統合という概念を承認したのみで,2001 年になりGRECO計画(「スペイン外国人と移 民の規制と調整の全体計画)が策定された。し かし同計画も予算が具体化されない宣言的なも のに過ぎず,市町村の行動を支援する措置もな かった。したがって,市町村は当初,何ら国の 援助に頼らずに政策を展開した。自治州による 移民政策の恩恵に浴し始めた市町村もあるが, これは最近の現象である。カタルーニャ州は93 年に既に統合計画を策定していたが,その他の 自治州の動きは2000年以降である。

スペインのカタルーニャやバスクといった一 部地域は、歴史的に地域主義が強く、中央政府 に特別扱いを要求してきた。そうした経緯か ら,同国の擬似連邦的な「自治州国家」では, 自治州間で権限の範囲が非対称であり、権限と 財源をめぐって中央と自治州、自治州間の競争 関係が続いてきた。移民はこうした関係におけ る争点のひとつに加わった。国は移民を排他的 専管事項として、外国人の出入国、就労や滞在 許可などの法行政上の権限をもつ。一方、社 会権(教育,健康,住宅,社会サービス,文 化) に関わる公的サービスの提供といった、社 会統合に関する権限は自治州にある。両者の厳 密な区別のもとで自治州は法的な管理面から排 除され、適切な権限の行使が妨げられている [Montilla Martos 2006: 339-340]。また、各自治 州と市町村は国の移民規制を受け、費用やイン フラ整備を主に負担しているが、政策形成にお ける発言権はない。そこで一部自治州は, 移民 政策の国からの移管を議論している。2004年制定の新規則で自治州政府との新たな協力の途が開かれたが、中央政府はなお移民を国家権限として、権限委譲を要求する自治州との摩擦の種になっている。移民の多いカタルーニャ州では、各州の移民人口の割合に比例して統合政策への財源を増加するよう中央政府に要求している[CIDOB 2005: 354]。

カタルーニャ州は移民統合政策の先駆者であるが、その積極的なアプローチは、独自の言語と文化を有する「ネイション」('nacionalidad')構築をめざす地域主義に由来するといわれる。同州では79年の地方自治憲章および83年の言語正常化法(98年に「言語政策法」に改正)により、カタルーニャ語の使用が促進され、公教育や行政でも第一言語となっている。その点で国内の他地域やラテンアメリカ諸国の者にとってはいわば外国語圏になる。同州では、多様性の尊重とカタルーニャ共同体構築との均衡を追求しながら移民の「統合」を実現しようという、矛盾が生じている[Calavita 2005: 95-96]。

カタルーニャ、バスク、アンダルシア州等は、公式には制限されているにもかかわらず、90年代半ばから事実上独自の移民政策を展開している。分断化した労働市場に移民を統合することを視野に、クオータの交渉、非合法移民の合法化キャンペーン、新たに導入された一時的農業労働者のクオータをめぐり、国の移民政策に影響を及ぼそうとしている[Agrela and Dietz 2006: 218]。これらの有力自治州はまた、移民圧力を軽減する構造的なアプローチといえる「共同開発」政策にも取り組んでいる。

こうして自治州や市町村は、国レベルと同様 の体制を、重複または補完的に整えてきた。た

だし地域レベルの特徴は、公的機関に、労組、 移民支援組織を結びつけるネットワークであ ろう [Carrasco Carpio y Rodríguez Cabrero 2006: 241]。自治州では98年を端緒として, 2000年以 降に委員会やフォーラムが設置された。多くの 場合、労組やボランタリー組織が参加し、自治 州の移民政策の基本方針を策定する協議機関と なっている。支援を要する外国人への経済的な 援助や給付については公的機関が行い、ニーズ の把握や公的サービスに関する助言等のサービ ス提供については、民間の社会サービスセン ターが決定的な役割を果たしてきた [Carrasco Carpio y Rodríguez Cabrero 2006: 233-234]。 結 果として、自治州と市町村は統合政策に関して 中央行政を上回る専門知識を身につけてきてい る。ボランタリー組織はさらに、専門的な能力 と経験を備えた独占的なアクターとして、その 先駆的な試みは中央. 自治州の両政府から政 策に採用されるまでになっている [Agrela and Dietz 2006: 220-221].

こうした様相は、スペイン福祉国家の特徴と関わっている。すなわち、社会保障の出資面で責任を果たしながら、社会福祉の面では民間のイニシアチブに強く依存してきた。中央政府は補助金を通じ、外国人の統合に向けた具体的な行動はボランタリー組織に委ねてきた[Carrasco Carpio 2003: 478]。移民の統合面で顕著な「非政府化」は、中央政府が移民政策を「小さな政府」のテスト・ケースとして、行政を外部委託および民営化する傾向を反映しているといわれる[Agrela and Dietz 2006: 221]。これによって国は費用を圧縮し、潜在的な社会的摩擦をボランタリー組織に転嫁して責任を逃れているとの批判がある。ボランタリー組織は、特定

の国籍や民族集団、領域に焦点を合わせて専門 化, 分化した結果,「多文化化」が生じた。こ うした傾向をボランタリー組織側は、差異の認 識のもとに統合をめざすエンパワメントの戦略 として正当化する。一方, 政府はエンパワメン トでなく効率性の問題と見て、これを積極的に 推進してきた [Agrela and Dietz 2006: 224]。 そ の結果、統合政策の目的のひとつは移民の社会 サービスへの正常なアクセスであるにもかかわ らず、特別な仕組みを創設することに重点を置 くという、矛盾が生じている。そして、ボラ ンタリー組織のパターナリスティックな行動 が拡大することで、移民の市民としてのノー マリゼーションが妨げられているといわれる [Carrasco Carpio y Rodríguez Cabrero 2006: 242; De Lucas, Debates 2005: 356].

#### 3-2 移民と社会保障

少子高齢化の深刻なスペインで、移民による プラスの影響も報じられてきた。まず、移民は 社会保障制度への拠出により, 国庫に多大な 貢献をしている [El Pais, 31 de julio de 2000; Le Monde, 13 janvier 2006]。社会保障制度に加入す る合法の外国人労働者数も年々増加し, 2005年 は加入者全体の8,19%を占めた。特別合法化 には非合法移民, 特に家事労働の女性を制度 に組み入れ、財政を改善させる期待もあった。 また、第三国出身の移民の平均年齢は34歳で [Carvajal Gómez 2006: 91],税金を納め社会保 障に拠出しても, まだ年金や社会福祉は必要と しないであろう。医療では、権利が雇用から派 生するのでなく、住民登録によってほぼ自動的 に医療カードを取得できる可能性が高いため, 移民への保障も拡大している。つぎに、移民は

スペイン経済に労働力と内需創出の両面で貢献 している。90年代後半の好況は移民の力に負う ところが大きい。移民の母国への送金額も著し く増加しており、金融セクターを活気づけてい る。また、移民は消費者と生産者の双方として 建設業を支えている。移民の財・サービス市場 における存在感により、 遠距離通信(特に電 話), 食品, 不動産(特に賃貸) など, 産業界 は移民の消費性向にますます高い関心を寄せて いる [CIDOB 2005: 359]。さらに、移民は家 事労働、特に高齢者の在宅ケアを引き受けてス ペイン人女性の就労を支えている。スペインの 国民一人当たりの公的社会支出はEUでも最低 のランクにあり、 高齢者に向けても同様である [European Commission 2004: 30-31]。伝統的に ケアの担い手は家族(女性)であるが、従来と 同様の役割を期待することは難しい。女性就労 率は2004年に49%と10年間で17.5%増加し、意 識も変化している [OECD 2006]。世論は、国 に世帯への経済的援助や、高齢者の望む適切な 在宅ケアを提供するよう求めているが、見込み はない。そこで、スペイン定住のための(当面 の) 解決を高齢者介護に見出す, 特にラテンア メリカ出身の移民女性と、介護の問題の解決を 彼女たちに見出すスペイン人家族との、相互関 係が形成されている [VV. AA. 2005: 120-121]。 最後に、スペインの低出生率は、既に移民の高 い出生率で補われている [Arango 2005: 262]。 1995年の1.16人以来, 2005年には過去10年間で 最高の1.34人を記録したが、外国人の母親から の出生が全体の15%を占めるとされる[INE, 16 de junio de 2006].

ただし、スペインではなお移民第1世代に関する議論が中心である。今後はこれまで以上に

家族の呼び寄せや、第2第3世代への対応が争 点となり、学校教育と住宅問題が公共政策の大 きな課題となろう。自治州は統合政策で共通の 指針なしに異なる戦略を展開しており、他の自 治州や国との調整、経験の共有が必要である。 なお, バレアレス諸島, カナリア諸島, マラ ガ, アリカンテというスペインの「黄金ベルト」 地帯には二つの移民集団が共存し、「ニュー・ フロリダ」モデルの萌芽もいわれた [CIDOB 2002: 120-121]。一方に途上国出身の、若く、 多くは学歴の低い低所得の移民労働者, 他方 でEUを中心とする先進国出身の、高齢で、多 くは高学歴で高所得の退職者集団がいる。「定 住観光客」と呼ばれる後者について、人数や 公的サービス利用状況の調査は進んでいない [Arango 2005: 267]。この集団を不可視な存在 として公式な「移民」概念から除外し、「移民」 と「外国人」を明確に区別することで、エスニ シティによる「他者性」の階層化が観察されて いる [Calavita 2005: 154; Agrela and Dietz 2006: 214]。

## むすびに イタリアとの異同から

イタリアとスペインは、シェンゲングループとECとの関係から移民政策を開始した。外圧への対応は主に国境管理の強化に現れたが、両国の指導者は移民政策に正面から取り組むことを避け、明確な政治的決定を下すことなしに緊急避難的なアプローチに終始してきた[Bonifazi 2000: 244; Cornelius 2004: 391]。移民立法の国内での重要性は非合法移民の合法化措置にある。立法と合法化の実施時期は両国で似通っているほか、相互の影響も指摘される。スペインの2000年のリベラルなLO4/2000

は、シェンゲングループの正会員をめざしたイ タリアによる、制定当時欧州で最もリベラルと いわれた1998年のトゥルコ=ナポリターノ法に 倣ったものである。スペインの「反宗教改革」 LO8/2000の反移民的な姿勢は、イタリアで翌 年政権を得たベルルスコーニが、スペインのア スナールとの中道右派連盟を掲げ、より明確に 採用した。2002年のボッショフィーニ法は、98 年法のリベラルな条項を改正し、移民支援団体 らの激しい抵抗を引き起こした。両国の移民法 が滞在許可を労働許可に依存させる点は, 1950 年代の欧州諸国の「ゲスト・ワーカー」時代を 連想させる。国内の非合法移民が特別措置で一 旦は滞在許可を得ても, 有期契約もしくはイン フォーマル経済で就労する多数の移民は雇用関 係を証明できず, 更新時に非合法に陥ること, それでも将来の合法化を期待し, 契約を偽装 して留まるなどの事態も同様である [Reyneri 1999: 96-102; Calavita 2005: 38-39]。中断なく5 - 6年間合法的に滞在するという永住権の申請 要件を満たすことは現実に不可能であり、いわ ば外国人法自体に非合法性が構造的に埋め込ま れている [Calavita 2005: 43]。

欧州では90年代から労働力の減少とともに外国人労働者の需要が生じており、非合法移民に対しては厳しく対処しつつ、技能や資格をもつ移民を歓迎する傾向が主流である。その点でヨップケは、イタリア(とスペイン)のアプローチは現代欧州の主流から逸脱しており、移民労働者の永住の選択も法的に保障されている欧州諸国よりも、移民労働者の一時性を強制する中東やアジア諸国に近いと指摘した[Joppke 2004: 382]。両国の労働市場に移民労働力は不可欠である。特にスペインでは低技能・非熟練

の、有期で雇える低廉労働力の需要があり、非合法性と表裏の関係にある。一方で両国の政策展開には、EUの動向を見すえた、相互の影響もみられる。スペインがLO8/2000の直後に出した統合政策(GRECO計画)は、文言上イタリアの98年法に似ており、移民の社会統合を重視するEUの論調に配慮し、LO4/2000の社会統合を主眼とする姿勢自体は維持したともみられる<sup>(2)</sup>。そして両国の中道右派政権は、制限的な政策を正当化するために「欧州」に言及した。スペインでそれは同時に、中央政府の権限を改めて正当化する意味もあった。

社会統合面でも両国は類似した道筋をたど り、一部の地域および地方政府の政策が国に先 行し, 労働組合やボランタリー組織とのネット ワークによって進められてきた。両国の相違は 主に、イタリアの方が早く受入国に転じて、80 年代から地域や地方の対応が始まったという時 期的なずれと、地域主義が移民現象と結びつく 政治的態様にある。イタリアで反移民感情はナ ショナリズムよりも地域主義と結びつき、北部 同盟など極右政党への支持につながるため、政 党は移民に対する厳格な規制を避ける傾向に あった [Calavita 1994: 323]。98年法は地域政府 に統合政策策定を命じたが、取り組みの姿勢に は地域間で顕著な差がある。全体として、南部 よりも、反移民感情の強い北部産業地帯で統合 政策が進展している。北部の製造業は移民労働 者に支えられているため、使用者団体の圧力が 世論を上回り、政策の実施が地域政府の利にか なうためであるという [Koff 2006: 201]。

スペインの例が示すのは、移民統合政策がアド・ホックに形成されてきたというより、福祉 国家の強化の産物 [Carrasco Carpio y Rodríguez Cabrero 2006: 243] ということである。スペイン福祉国家は社会により包摂されている集団を 保障し、排除されている集団を支えてきたのは 基本的に家族と民間のイニシアチブであった。 また、社会政策領域では民間委託の導入といった改革も含めて、一部自治州の政策が国に先行し、それが他の自治州や国に伝播していくという、特定の様式で発展してきた。

欧州福祉国家の再編は家族編成の変化パター ンと並行しており, 政府も個人も家事労働者の 需要を理解している。こうした状況と関連す る国際移民の「女性化」現象は、南欧諸国で 顕著に観察される [Anthias and Lazaridis 2000: 11-12; Escrivá 2000: 206]。移民の入国を厳しく 制限するイタリア,スペインも,90年代にク オータ制を通じて家事労働者の入国を許可して きた。これは, 南欧福祉国家の特徴を背景とし た政府の回答でもある。スペインにおけるラテ ンアメリカ出身の移民女性の増加は、国は移民 政策を通じ、市場では家庭が家事労働者として 雇うことで、双方が再生産領域における要求へ の解決を移民女性に見出していることの帰結で ある。そして、イタリア、ポルトガル、スペイ ンのカトリック教会は、家事労働の職を紹介す る移民女性のネットワークと密接に結びつき, 職業紹介所のような役割を果たしているとも指 摘される [Geddes 2003b: 169]。

南欧諸国への移民流入は、先行する諸国とは 全く異なる国際環境のもとで始まった。90年代 半ばまでにスペインで起きたことは、先行の欧 州受入国では労働移民が一時的なものという考 え方が支配的だった50年代から70年代に起きて いたことである [Pajares 2006: 370]。先行諸国 では70年代半ばから労働移民の入国を制限する

一方、長期滞在者の永住を優先し、家族呼び寄 せの大規模なプロセスが始まった。その時点で 移民規制を持たなかった立法のギャップは、南 欧に移民が流入した重要な一要因である。ま た,「北」の欧州諸国で制限的政策が支配的な 時に始まった南欧への移民は、すぐに家族呼び 寄せを伴った。そのため、移民受入国に転じて から社会統合政策を展開する必要性が生じるま での期間は、先行の移民受入れ諸国よりも短く なった [ibid.]。福祉国家の伝統が長いこれら の諸国では、外国人の社会権の資格性を、福祉 国家のコスト負担や労働市場への悪影響という 政治の文脈に置き換えて否定し、移民排除を訴 える「福祉ショーヴィニズム」[Faist 1994: 61; 久保田2005: 194] が指摘されている。しかし、 スペインで医療, 教育等の社会権の行使を保 障する枠組みが整えられたのは80年代以降であ る。社会住宅や社会福祉など、市民にも十分保 障されていない権利を移民に保障することは起 こりそうにない [Geddes 2003b: 168]。そこで スペインの移民現象は、上記諸国とは異なる文 脈で政治的に問題化したのである。

デ・ルカスによれば、移民の入国許可を送り出し国での雇用契約かクオータ制を通じてのみ認めようとする強迫観念が、特別合法化措置が不可避になる理由である。イタリア法に倣った、求職目的の一時入国許可が一定の解決法とされる [De Lucas, Debates 2005: 362]。今後の合法化は、特別措置でなく、規則に基づく個々の手続きによる方式へ移行すべきであると主張されている [Arango, Debates 2005: 367]。しかし、現実の労働市場構造からすれば、外国人法そのものに非合法性が制度化されている。

スペインの移民は、財とサービスの生産者

および消費者として、福祉サービスの顧客および提供者として、固有の制度的配置のなかに埋め込まれてきている。移民女性が高齢者ケアを担う関係については、一時的な解決に過ぎないとの見方や、伝統的な性別役割分担モデルへの回帰、エスニシティによる階層化の促進につながるとの指摘もある [Del Águila, Debates 2005: 353]。また、移民による出生率向上を期待することは、自国民への家族支援策が効果的でなかった事実を認めない、弁解にすぎない [Chaib, Debates 2005: 361] ともいえる。

こうして移民現象と福祉国家の関係は、各福祉国家の文脈や構造から、移民の存在がいかに認識されるかに因っている。移民は福祉国家システムの特徴を際立たせることはあっても、移民自体が福祉国家を救済することもなければ、危機にさらすこともないのである。南欧で移民をめぐって明らかになる政治的、経済的、社会的な関係とその課題は、移民政策や福祉国家の特徴を共有する他の諸国にとっても意義をもつ。EUという「外圧」はないが、社会保障制度や人口統計、家族、ジェンダーの側面で、南欧との共通性がみられる日本[宮本他 2003: 311-320] にとっても、意味があろう。

〔投稿受理日2006.9.26/掲載決定日2006.11.30〕

注

- (1) 南欧の福祉レジームについては、拙稿 (2003), (2005), (2006)。(※参考文献に全部で3本を挙げることとします)
- (2) 法学者からは、LO8/2000はLO4/2000に代替したのではなく、後者の根幹部分を維持して一部を改正し、双方合わせて新外国人法をなすとの指摘もある [Aja 2006: 30]。

#### 参考文献

- Agrela, B and G. Dietz (2006) 'Nongovernmental versus Governmental Actors? Multilevel Governance and Immigrant Integration Policy in Spain', in Tsuda (ed.).
- Aja, E. y J. Arango (eds.) (2006) Veinte años de inmigración en España: perspectivas jurídica y sociológica (1985–2004). Barcelona: Fundació CIDOB.
- Aja, E. (2006) 'La evolución de la normativa sobre inmigración', en Aja y Arango (eds).
- Anthias, F. and G. Lazaridis (eds.) (1999) Into the Margins: Migration and Exclusion in Southern Europe. Aldershot: Ashgate.
- Anthias, F. and G. Lazaridis (1999) 'Introduction', in Anthias and Lazaridis (eds.).
- Anthias, F. and G. Lazaridis (eds.) (2000) Gender and Migration in Southern Europe. Oxford and New York: Berg.
- Apap, J. (2002) The Rights of Immigrant Workers in the European Union. The Hague; London; New York: Kluwer Law International.
- Arango, J. (2000) 'Becoming a Country of Immigration at the End of the Twentieth Centry: the Case of Spain', in King et al. (eds.).
- Arango, J. (2005) 'La inmigración en España: demografía, sociología y economía', en Del Águila (coord.).
- Arango, J. and M. Jachimowicz (2005) 'Regularizing Immigrants in Spain: A New Approach', *Migration Information Source*.
- Baldwin-Edwards, M. and J. Arango (eds.) (1999)

  Immigrants and the Informal Economy in Southern Europe.

  London: Frank Cass.
- Baldwin-Edwards, M. (1999) 'Where Free Markets Reign: Aliens in the Twilight Zone', in Baldwin-Edwards and Arango (eds.).
- Bommes, M. and A. Geddes (eds.) (2000) *Immigration and Welfare*. London and New York: Routledge.
- Bonifazi, C. (2000) 'European Migration Policy: Questions from Italy', in King et al. (eds.).
- Cabellos Espiérrez, M. A. y E. Roig Molés (2006) 'El tratamiento jurídico del extranjero en situación regular', en Aja y Arango (eds.).
- Calavita, K. (1994/2004) 'Italy and the New Immigration', in Cornelius et al. (eds.). The 1<sup>st</sup> and the 3<sup>rd</sup> Edition.
- Calavita, K. (2005) Immigrants at the Margins: Law, Race,

- and Exclusion in Southern Europe. New York: Cambridge University Press.
- Carrasco Carpio, C. (2003) 'Las entidades sociales en la integración de los inmigrantes económicos', G. Rodríguez Cabrero (coord.) Las entidades voluntarias de acción social en España: Informe general. Madrid: Fundación Foessa.
- Carrasco Carpio, C. y G. Rodríguez Cabrero (2006) 'El acceso del extranjero a los servicios públicos y las prestaciones sociales', en Aja y Arango (eds.).
- Carvajal Gómez, M. I. (2006) 'Evolución de las cifras de extranjeros con tarjeta o autorización de residencia en vigor (1992-2004)', en Aja y Arango (eds.).
- Cornelius, W., P. Martin and J. Hollifield (eds.) (1994/2004) Controlling Immigration: A Global Perspective. Stanford: Stanford University Press. The 1<sup>st</sup> and the 3<sup>rd</sup> ed.
- Cornelius, W. (1994/2004) 'Spain: The Uneasy Transition from Labor Exporter to Labor Importer', in Cornelius et al. (eds).
- Debates (2005) 'Inmigración y Sociedad', Del Águila (coord.).
- Del Águila, R. (coord.) (2005) Inmigración: un desafío para España. Madrid: Editorial Pablo Iglesias.
- Diez Nicolas, J. (2005) *Las dos caras de la inmigración*. Madrid: Ministerio de trabajos y asuntos sociales.
- El Pais, 31 de julio de 2000
- Escrivá, A. (2000) 'The Position and Status of Migrant Women in Spain', in Anthias and Lazaridis (eds.).
- European Commission (2004) The Social Situation in the European Union 2004 Overview. Brussels.
- Faist, T. (1994) 'How to define a Foreigner?: The Symbolic Politics of Immigration in German Partisan Discourse, 1978-1992', West European Politics 17 (2).
- Fundació CIDOB (2002, 2003, 2004, 2005), 'Balance de la inmigración extranjera en España', *Anuario Internacional CIDOB* 2001; 2002; 2003; 2004. Barcelona.
- Geddes, A. (2003a) 'Migration and the Welfare State in Europe', S. Spencer (ed.) *The Politics of Migration*. Oxford: Blackwell Publishing.
- Geddes, A. (2003b) The Politics of Migration and Immigration in Europe. London: Sage.
- INE (2006) *Notas de prensa*, 18 de junio; 25 de julio; 9 de agosto.

- Joppke, C. (2004) 'Commentary', in Cornelius et al. (eds.).
- King, R. and I. Rodríguez-Melguizo (1999) 'Economic Immigration to Spain: The Case of Moroccans in Catalonia', in Anthias and Lazaridis (eds.).
- King, R., G. Lazaridis and C. Tsardanidis (eds.) (2000) Eldorado or Fortress? Migration in Southern Europe. London: Macmillan.
- Koff, H. (2006) 'Does Hospitality Translate into Integration? Subnational Variation of Italian Responses to Immigration', in Tsuda (ed.).
- Kostova Karaboythceva, M. (2006) 'Una evaluación del último proceso de regularización de trabajadores extranjeros en España', *Documento del Real Instituto*. Madrid: Real Instituto Elcano.
- Lahav, G. and V. Guiraudon (2006) 'Actors and Venues in Immigration Control', West European Politics 29(2).
- Le Monde, le 13 janvier 2006.
- Martínez Veiga, U. (1999) 'Immigrants in the Spanish Labour Market', in Baldwin-Edwards and Arango (eds.).
- Mingione, E. And F. Quassoli (2000) 'The Participation of Immigrants in the Underground Economy in Italy', in King et al. (eds.).
- Montilla Martos, J.A. (2006) 'Inmigración y comunidades autónomas', en Aja y Arango (eds.).
- Moya Malapeira, D. (2006) 'La evolución del sistema de control migratorio de entrada en España', en Aja y Arango (eds.).
- OECD (2005) Trends in International Migration 2004 Edition. Paris.
- OECD (2006) Factbook 2006. Paris.
- Pajares, M. (2006) 'Las políticas locales en el ambito de la inmigracion', en Aja y Arango (eds.).
- Reyneri, E. (1999) 'The Mass Legalization of Migrants in Italy', in Baldwin-Edwards and Arango (eds.).
- Tornos, A. (2002) El estado del bienestar y la inmigación en España. Madrid: Ministerio de trabajo y asuntos sociales.
- Tsuda, T. (ed.) Local Citizenship in Recent Countries of Immigration: Japan in Comparative Perspective. Lanham (USA) and Oxford (UK): Lexington Books.
- VV. AA. (2005) Cuidado a la dependencia e inmigración. Madrid: Ministerio de trabajo y asuntos sociales.
- Watts, J. R. (1999) 'Italian and Spanish Labour Leaders'

- Unconventional Immigration Policy Preferences', in Baldwin-Edwards and Arango (eds.).
- Watts, J. R. (2002) Immigration Policy and the Challenge of Globalization: Unions and Employers in Unlikely Alliance. Ithaca: Cornell University Press.
- Zincone, G. (1999) 'Illegality, Enlightenment and Ambiguity: A Hot Italian Recipe', in Baldwin-Edwards and Arango (eds.).
- 久保山亮(2001)「福祉国家と移民労働の商品化・脱商品化・再商品化一大陸ヨーロッパ諸国の保守主義レジームを中心に」、『社会政策研究』創刊号。
- 久保山亮(2002)「国家、企業、労働組合と移民労働者:欧米諸国における移民労働のポリティクス」、 宮島喬・梶田孝道編『マイノリティと社会構造』 東京大学出版会。
- 久保山亮(2005)「欧州諸国における移民政策と国内 政治」、山口二郎・宮本太郎・小川有美編『市民社 会民主主義への挑戦』日本経済評論社。
- 小井土彰宏編(2003)『移民政策の国際比較』明石書 店。
- 中川功(2000)「銀世界をめざすマグレブ系労働者のスペイン定住化」、森廣正編『国際労働力移動のグローバル化』法政大学出版局。
- 中島晶子(2003)「スペインからみた福祉の『南欧モデル』」、『ソシオサイエンス』第9号。
- 中島晶子 (2005) 「スペインの『家族主義的』福祉レージムを検討する意味」, 『ソシオサイエンス』 第11 号。
- 中島晶子 (2006)「スペインにおける社会協定の復活 —1997年労働市場改革の意義」、『ソシオサイエンス』 第12号。
- 宮本太郎, イト・ペング, 埋橋孝文 (2003)「日本型 福祉国家の位置と動態」, G. エスピン-アンデルセン編, 埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部。